

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わりました

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

高額療養費制度とは

高額療養費制度は、支払った医療費が決められた上限額を超えて高額となった場合に、上限額を超えた額を支給する制度です。

詳細は町ホームページ(右のQRコード)から確認してください▶



主な変更点

●自己負担限度額の変更

適用区分に応じた月ごとの自己負担限度額が変更されました。

●年間上限額の新設

月ごとの自己負担額の合計が年間の上限額を超えた場合、上限額を超えた部分が支給されます。

年間上限額の新設により、下に該当する人は、医療費負担が軽くなる場合があります。



- ・これまで「多数回該当(※1)」に該当しなかった人
- ・上限額の変更により「多数回該当」の対象から外れる人
- ・現在、毎月高額療養費制度を利用している人
- ・極めて高額な医療を受けた人

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高額療養費制度の自己負担限度額

適用区分		令和8年7月まで		令和8年8月～令和9年7月 ※3		
70歳未満	70歳以上	月額上限 ※2	外来特例 (70歳以上) 〔外来年間上限〕	月額上限 ※2	外来特例 (70歳以上) 〔外来年間上限〕	【新設】 年間上限 (入院+外来)
区分ア	現役並み 所得者3	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	—	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1% 【140,100円】	—	1,680,000円
区分イ	現役並み 所得者2	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	—	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1% 【93,000円】	—	1,110,000円
区分ウ	現役並み 所得者1	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	—	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1% 【44,400円】	—	530,000円
区分エ	一般	57,600円 【44,400円】	18,000円 〔144,000円〕	61,500円 【44,400円】	22,000円 〔216,000円〕	530,000円
区分オ	—	35,400円 【24,600円】	—	36,900円 【24,600円】	—	290,000円
	低所得者2	24,600円	8,000円	25,700円 【24,600円】	11,000円 〔96,000円〕	290,000円
	低所得者1	15,000円	8,000円	15,700円	8,000円	180,000円

※2 【 】の金額は、直近12カ月間に3回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額です。

※3 令和9年8月以降については改めてお知らせします。